令和４年度（２０２２年度）熊本北高等学校
部活動に係る活動方針

１　本校の部活動

体育系　陸上競技部　ソフトボール部　ハンドボール部　サッカー部　ラグビー部
硬式野球部　山岳スキー部　バスケットボール部　バドミントン部
バレーボール部　卓球部　柔道部　剣道部　ソフトテニス部　テニス部
水泳部　ダンス部

文化系　吹奏楽部　合唱部　放送部　囲碁将棋部　演劇部　茶道部　華道部
写真部　ＪＲＣ部　書道部　美術部　クッキング部　文芸部　英語部
自然科学部（物理・化学・生物・地学）

２　目標

（１）生徒の自主的、自発的な参加による活動をとおして、スポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育成する。

（２）知・徳・体の調和のとれた「礼節と品位を重んじ、向上心に満ちた意欲的若人」の育成を目指す。

（３）定められた時間内での活動をとおして勉学との両立を目指す中で、自己の鍛錬にたゆまぬ努力をする向上心と強い意志をもって積極的に実践する意欲の育成を目指す。

３　活動日、活動時間

（１）活動日

ア　１週間の活動日は、５日以内とする。このうち、平日は少なくとも１日を休養日とし、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。

イ　原則として定期考査初日１週間前から考査終了までの活動は中止とする。ただし、公式大会直前の場合、校長に考査前の活動の許可を願い出ることができる。

ウ　考査前の活動が許可されたときの活動時間は、終礼終了後１時間程度とし、土曜・日曜の活動及び考査前日から考査終了までの活動は原則として中止する。

エ　夏季の閉庁日は、活動しないこととする。

（２）活動時間

ア　平日は長くとも２時間程度、休業日（学期中の週末も含む）は３時間程度とする。なお、始業前の活動は行わない。

イ　大会や練習試合、合宿等で上記の活動時間を超える場合、翌日以降の活動時間を短縮するなどして調整する。

ウ　完全下校時間を厳守する。

（３）完全下校時間

前期（　３月１日～１０月３１日）	19:00 まで活動、19:30 完全下校（校外退出）
後期（１１月１日～　２月　末日）	18:30 まで活動、19:00 完全下校（校外退出）
休業日及び長期休業期間	18:00 完全下校（校外退出）

（４）共通の休養日

ア　定期考査前後の一定期間

５月１６日～　５月２５日（１学期中間考査）　９．５日間
６月２３日～　７月　５日（１学期期末考査）１２．５日間
９月２８日～１０月　７日（２学期中間考査）　９．５日間
１１月１７日～１１月２９日（２学期期末考査）１２．５日間
２月　２日～　２月１４日（学年末考査）　１２．５日間

イ　その他

８月１２日～　８月１５日（夏季学校閉庁日）　４日間

（５）上記（１）及び（２）の基準を超えた活動日・活動時間

ア　休養日

生徒の実態・競技等の特性の観点から、次の部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり１日以上とする。

陸上競技部、ハンドボール部、サッカー部、ラグビー部、硬式野球部、男女バスケットボール部、男女バレーボール部、剣道部、ソフトテニス部、テニス部、水泳部、吹奏楽部、書道部

イ　活動時間

生徒の実態・競技等の特性の観点から、次の部については、平日では３時間程度、休業日では４時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの活動時間は１６時間程度を上限とすること。

陸上競技部、ハンドボール部、サッカー部、ラグビー部、硬式野球部、男女バスケットボール部、男女バレーボール部、剣道部、ソフトテニス部、テニス部、水泳部、吹奏楽部、書道部

４　練習試合、合宿等

（１）練習試合等の実施にあたっては、平常の授業に支障のない範囲で行い、部顧問が、１週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

（２）合宿は、原則長期休業中に行う。部顧問は、１週間前までに実施期間、場所、日程、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

５　大会等への参加

大会等への参加は、高体連・高文連・高野連の主催・共催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も部顧問は、１週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した参加届を校長に提出し、承認を得る。

６　指導上の留意点

（１）適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

ア　指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等の理解を共有する。

イ　生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組む。

ウ　指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意する。

（２）肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と、体罰等の許されない指導を区別する。

ア　指導者は、指導と称して、必要以上に生徒の身体に触れることを避けるとともに、殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることを十分理解して部活動指導にあたる。

イ　指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為を行わない。

ウ　部活動の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないよう留意する。

７　その他

（１）部活動顧問会議

ア　年度始めに部活動顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ　定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

（２）部費の徴収について

ア　部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ　決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

（３）その他

部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるように努める。